

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月1日

国立大学法人長崎大学長

永 安 武

1 工事概要

- (1) 工事名 長崎大学（坂本2）医学部保健学学科校舎1改修工事
- (2) 工事場所 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号（長崎大学坂本2団地構内）
- (3) 工事内容 本工事は、医学部保健学学科校舎1（RC造5階、延床面積1,930m²）の全面改修工事を行うものである。
- (4) 工期：契約締結日の翌日から令和8年3月16日（月）まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
なお、関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）がA又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受

けていること。)。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 総合評価の評価項目に示す欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。

(5) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したS造（軽量鉄骨造除く）、R C造又はS R C造地上2階建以上かつ延床面積900m²以上の学校又は公共施設について新営又は全面的な改修工事を行った実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に配置できること。（当該工事の配置予定技術者は、専任を必要とする。）

- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記（5）に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記2（6）②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記2（6）①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は長崎大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 工事成績相互利用登録発注機関が発注した建築一式工事のうち、令和5年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続6.5点未満でないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (11) 九州管内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。
- (13) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記3(2)③によって得られる数値（以下評価値という。）の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② 上記3(1)①において、評価値の最も高い値が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」を最高10点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記③①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記3(2)②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による）。

- ① 企業の技術力
 - ・企業の施工能力
 - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・法令順守（コンプライアンス）
 - ・地域精通度
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

4 入札手続等

（1）担当部局

〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班
電話 095-819-2175（直通）
FAX 095-819-2133

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）12時まで
入札公告時の関係資料（入札説明書等）の交付は、長崎大学ホームページ
<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html>
からのダウンロード配布のみとする。入札説明書等の交付に当たっては無料とする。

（3）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）12時まで
上記4（1）と同じ。
電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場合は持参又は
郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）による。

（4）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和7年7月31日（木）9時00分から令和7年8月1日（金）12時
00分までに、電子入札システムにより、提出すること。なお、発注者の承諾を得た場
合は上記4（1）に持参すること（郵送による提出は認めない。）。

開札は、令和7年8月4日（月）10時00分長崎大学施設部内会議室において行う。

5 その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。

(7) 一般競争参加資格を有していない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(9) 手続における交渉の有無 無

(10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 詳細は入札説明書による。

入札説明書

長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年7月1日

2 契約担当官等

国立大学法人長崎大学長 永 安 武

3 工事概要等

(1) 工事名 長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事

(2) 工事場所 長崎県長崎市坂本1丁目7番1号（長崎大学坂本2団地構内）

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

~~また、週休2日促進工事（完全週休2日（土日）Ⅱ型）を実施するものである。~~

~~詳細は現場説明書の記載の通り。~~

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月16日（月）まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を下記8（1）①に掲げる日までに長崎大学施設部施設企画課へ提出して行うものとする。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より、紙入札方式参加を希望する場合は、長崎大学施設部施設企画課へ承諾願いを提出し、発注者の承諾を得るものとする。

② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③ 以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

なお、関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。

(7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

4 競争参加資格

(1) 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の一般競争参加資格がA又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当官が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」、「工事成績」、配置予定技術者の能力の「同種工事の施工経験」、「工事成績」の欠格に該当しないこと。

(5) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したS造（軽量鉄骨造除く）、R C造又はS R C造地上2階建以上かつ延床面積900m²以上の学校又は公共施設について新営又は全面的な改修工事を行った実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（当該工事の配置予定技術者は、専任を必要とする。）

- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

~~・1級建築施工管理技士の資格を有する者~~

- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 平成22年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記4(5)に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ 経常建設共同体の場合の上記4(6)②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記4(6)①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。

- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（イ）～（チ）の要件を全て満たさなければならない。

（イ） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（ロ） 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

（ハ） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（ニ） 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）。

（ホ） 特例監理技術者が兼務できる工事は長崎県内の工事かつ「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項で定められる公共工事であること。

（ヘ） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

（ト） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（チ） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- （7） 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は長崎大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- （8） 工事成績相互利用登録発注機関が発注した建築一式工事のうち、令和5年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続6.5点未満でないこと。

- （9） 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- （10） 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ） 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ） 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）

である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社等第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (1 1) 九州管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (1 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして文部科学省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。
- (1 3) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(9)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。
・株式会社阿波設計事務所
上記4(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

①入札参加者は、「価格」並びに「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記6(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②上記6(1)①において、評価値の最も高い値が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

①「標準点」を100点、「加算点」を最高10点とする。

②「加算点」の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記6(3)①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記6(2)②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

・評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格

(3) 評価項目及び評価基準等

①企業の技術力

・企業の施工能力

・配置予定技術者の能力

②企業の信頼性・社会性

・法令順守（コンプライアンス）

・地域精通度

・ワーク・ライフ・バランス等の推進

※評価基準等については、別表4「評価項目・評価基準及び評価点」を参照すること。

7 担当部局

〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号

国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班

電話 095-819-2175

FAX 095-819-2133

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、長崎大学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格がある

ことを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和7年7月1日（火）から令和7年7月14日（月）12時までの（日曜日、土曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）9時00分から17時00分まで受付を行う。
ただし、持参の場合は、正午から午後1時を除く。
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により行うものとする。なお、提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

電子入札における申請書及び資料の受付票は、申請書の受信を確認したものであり申請書の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、紙により申請書を提出する場合については、別紙様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、②配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 同種工事の施工実績（別紙様式2・別紙1）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに別表4中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、別表4中の「特殊法人等」とは、別表3に記載する法人である。

- ② 工事成績（別紙様式2・別紙2）

建築一式工事における令和5年度（過去2年度）以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、建築一式工事における令和5年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和5年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての建築一式工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記iii)の工事の品質に関わる問題に關し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

i) 別表4中「工事成績」において、2年連続で年度の平均点が65点未満である場合。

ii) 経常建設共同企業体又はその構成員がi)に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。

iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和5年度以降に完成・引渡しを行つた工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、別表4中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表2に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙3）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を並びに別表4中「資格」、「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、別表4中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする（(ii)を含む。）。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（有効期限前の健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、別表4中の「特殊法人等」とは、別表3に記載する法人である。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事が、工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事の場合、かつ令和3年度以降に完成した工事の場合は、工事成績を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取り消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

・上記6(3)中「工事成績」において、65点未満である場合。

iii) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

iv) 特例監理技術者の配置について

特例監理技術者の配置を行う場合は、4(6)⑥の規定を満たすことを確認するため、別紙様式2・別紙7を提出すること。

④ 事故及び不誠実な行為（別紙様式2・別紙4）

長崎県内における営業停止又は九州・沖縄地区における文部科学省又は国立大学法人長崎大学から指名停止措置を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、営業停止及び指名停止措置の期間終了後6か月以内（令和7年2月4日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員について記載すること。

⑤ 地域の精通度（別紙様式2・別紙5）

平成22年度以降に元請けとして、完成・引渡しが完了した上記4(5)に掲げる同種の工事を長崎県内で施工した実績を記載すること。記載する施工実績は1件でよい。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別紙様式2・別紙6）

ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する以下のいずれかの認定の有無を記載すること。認定を受けている場合はその認定証の写しも提出すること。また一般事業主行動計画策定済みの場

合はその写しを提出すること。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月25日（金）までに電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類（別紙様式2（別紙1から7を含む。））は、以下に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word（Word2016形式以下で保存）
- ・Microsoft Excel（Excel2016形式以下で保存）
- ・JustSystem一太郎（拡張子「.jtd」形式で保存）
- ・PDFファイル（Acrobat11以下で保存）

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、令和7年7月14日（月）12時00分までに必着で郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。この場合においても、別紙様式については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R1枚に保存し提出すること。

なお、郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・郵送又は持参とする旨
- ・郵送又は持参する書類の目録
- ・郵送又は持参する書類の頁数
- ・発送年月日

また、郵送又は持参する場合は、別紙様式2に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和7年7月28日（月）12時00分
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和7年7月29日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和7年7月1日（火）9時00分から令和7年7月24日（木）12時00分まで。（休日を除く。）
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：別紙質問書様式により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイル（エクセル形式）で送信すること。（送信後、電話にて上記7へ送信した旨連絡する）

こと。)

- (2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり閲覧（長崎大学ホームページ
<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html> 及び長崎大学施設部施設企画課）に供する。
- 期間：令和7年7月29日（火）から令和7年7月31日（木）まで（休日を除く）の9時00分から17時00分まで。ただし、施設部においては、正午から午後1時を除く。

1.1 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和7年7月31日（木）9時00分から令和7年8月1日（金）12時00分まで（持参の場合は、正午から午後1時を除く。）
- (2) 入札場所：〒852-8521 長崎県長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学施設部施設企画課施設企画班（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和7年8月4日（月）10時00分
- (4) 開札場所：国立大学法人長崎大学施設部内会議室（事務局3階）（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1.2 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

1.3 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付（有価証券等の提供又は銀行、学長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。また、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

1.4 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかし、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて（通知）」に沿って内訳書に法定福利費を明示すること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。
- Microsoft Word (Word2016 形式以下で保存)
 - Microsoft Excel (Excel2016 形式以下で保存)
 - JustSystem一太郎（拡張子「.jtd」以下で保存）
 - PDFファイル (Acrobat11 以下で保存)
- なお、ファイルは、電子入札システムが指定する容量以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH 形式又は ZIP 形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。容量が大きく容量以内に収まらない場合は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、学長（これらの補助者を含む。）が説明を求めことがある。また、工事費内訳書が、別表1各項に該当する場合については、競争加入者心得第32（12）に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして上記11(1)の提出期限までに提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

- (1) 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が長崎大学契約事務取扱規程第26条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同令同条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

19 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別紙工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金は、別紙工事請負契約書（案）によるものとする。

2.2 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

2.3 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記9（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間：令和7年7月29日（火）から令和7年8月5日（火）まで

書面は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）、若しくは電子メールによる。（電子メールの場合には、着信を確認すること。）当該書面を持参する場合は、上記期間（休日を除く。）の9時00分から17時00分までに行うこと。

- ② 場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先

上記7に同じ。

2.4 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

2.5 その他

- （1） 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- （2） 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

- （3） 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

- （4） 提出した入札書の引換え、変更、取消することはできないので、十分に確認して入札すること。
また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

- （5） 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

- （6） 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

- （7） 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、文部科学省電子入札システム運用基準の5—4「くじになった場合の取扱い」による。

- （8） 落札者は、別紙様式2・別紙3に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

- （9） 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提供するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- 1) この数量書等に対する質問がある場合においては、次に従い書面（別紙質問書様式）により提出すること。

- ① 提出期間 令和7年7月1日（火）9時00分から令和7年7月24日（木）
12時00分まで。

- ② 提出場所 上記7に同じ。

- ③ 提出方法 別紙質問書様式により shisetsu_keiri@ml.nagasaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイルで（エクセル形式）送信すること。（送信後、電話にて上記7へ送信した旨連絡すること。）

- 2) 1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧（長崎大学ホームページ

<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/procurement/construction/index.html> 及

び長崎大学施設部施設企画課)に供する。

期間:令和7年7月29日(火)から令和7年7月31日(木)までの9時00分から17時00分まで。ただし、施設部においては休日及び正午から午後1時を除く。

(10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

① システム操作・接続確認等の問合せ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話: 0570-001184

② ICカードの不具合等発生の問合せ先

取得している ICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

(12) 本説明書に記載のない事項については「国立文教施設工事契約事務必携」を準用するものとする。

別表1

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は競争参加資格確認通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注者件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

別表 2

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 3 〈会計検査院のホームページを参照すること〉

国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の会計 212
(<https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/target/02.html>)

別紙様式 1

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事

2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件でありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人

長崎大学長 永安 武 殿

令和 年 月 日

住 所

法人名等

代表者氏名

印

別紙様式2

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 年 日

国立大学法人

長崎大学長 永安 武 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和7年7月1日付けで公告のありました長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事に係る競争参加資格について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の1及び2について誓約します。

1. 国立大学法人長崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
2. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと

記

- 1 入札説明書 記4（2）に定める一般競争参加資格認定通知書の写し
- 2 入札説明書 記8（3）①～⑥に定める内容を記載した書面（別紙1～7）
- 4 上記を証明する資格者証等の写し

別紙様式 2

別紙 1

(用紙 A 4)

同種の工事の施工実績

長崎大学（坂本2）医学部保健学部校舎1改修工事

会社名：

競争参加資格		平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したS造（軽量鉄骨造除く）、RC造又はSRC造地上2階建以上かつ延床面積900m ² 以上の学校又は公共施設について新営又は全面的な改修工事を行った実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。	
工事名称等	工事名		
	発注機関名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	受注形態	単体／共同企業体 (出資比率 %)	
工事概要	建物用途		
	構造・階数		
	建物規模	(m ²)	(改修延べ面積 m ²)
	工事内容		
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) • 無	

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注2) CORINS登録有の場合は、コリinzの写しを添付すること。コリinzの写しで、別紙様式2・別紙1の競争参加資格の内容について、照合確認が出来ない場合は、契約書の写し及び図面等（工事名、別紙様式2・別紙1の競争参加資格の内容、照合できる箇所）を添付すること。

CORINS登録無の場合も同様とする。

別紙様式 2
別紙 2
(用紙A4)

工事成績

(長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事)

会社名：_____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建築一式工事の工事成績の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和5年度	令和6年度
a : 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =
b : 各年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =
x : 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =
y : 過去2年間の平均点 $y = (b_1 + b_2) / (a_1 + a_2)$		

注 各年度の平均点及び過去2年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入すること。工事成績評定通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関する重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、令和3年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引き渡し後に、工事の品質に関する重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡素に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有	・	無
工事名：	発注者：		
完成年月日：平成 年 月 日	引渡年月日：平成 年 月 日		
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況など）			

※「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥は発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が数か月にわたり改善されず繰り返された場合

別紙様式 2

別紙 3

(用紙 A 4)

主任（監理）技術者等の資格・工事経験

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名		
法令による資格・免許		
工事の経験の概要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	(現場代理人、主任技術者、監理技術者等)
	工事内容	
	構造・階数・建物規模	
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) ・ 無	
申請時における他工事の従事状況等	工事名	
	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従事役職	(現場代理人、主任技術者、監理技術者等)
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。
工事成績	点 (令和3年度以降に完成した工事)	

注1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。

注2) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

注3) CORINS登録有の場合は、コリンズの写しを添付すること。コリンズの写しで、競争参加資格の内容について、照合確認が出来ない場合は、契約書の写し及び図面等(工事名、配置予定技術者、照合できる箇所)を添付し、それでも照合確認出来ない場合は、実務経験を証明する証明書を添付すること。

CORINS登録無の場合も同様(契約書等なし→実務経験証明書)とする。

注4) 1級建築施工管理技士等の免許の写しを添付すること。

また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、有効期限前の健康保険被保険者証、~~監理技術者資格者証~~、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料を添付すること。

※工事成績については、同種の施工経験として挙げた工事のうち、令和3年度以降に完成した工事成績を記載すること。(主任(監理)技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。)併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

別紙様式 2

別紙 4

(用紙 A 4)

事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為

(長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事)

会社名：_____

1. 営業停止

長崎県内において営業停止処分を受けたもののうち、令和7年2月4日以降に期間が終了したもの全て記載すること。	
処分を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省 九州地方整備局	(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

2. 指名停止

九州・沖縄地区において受けた文部科学省又は国立大学法人長崎大学による指名停止措置のうち、令和7年2月4日以降に期間が終了したもの全て記載すること。	
措置を行った機関	指名停止の期間
(記載例) 文部科学省	(記載例) 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 (ヶ月)

注 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

該当がない場合は【該当なし】と記載する。

別紙様式 2

別紙 5

(用紙 A 4)

地域精通度（長崎県内での同種工事の施工実績）

(長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事)

会社名：

競争参加資格		平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したS造（軽量鉄骨造除く）、RC造又はSRC造地上2階建以上かつ延床面積900m ² 以上の学校又は公共施設について新営又は全面的な改修工事を行った実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	受注形態	単体／共同企業体（出資比率 %）
工事概要	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	(m ²)
	工事内容	
CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号) • 無	

注) CORINS登録有の場合は、コリンズの写しを添付すること。コリンズの写しで、別紙様式2・別紙5の競争参加資格の内容について、照合確認が出来ない場合は、契約書の写し及び図面等（工事名、別紙様式2・別紙5の競争参加資格の内容、照合できる箇所）を添付すること。

CORINS登録無の場合も同様とする。

別紙様式 2
別紙 6
(用紙 A 4)

ワーク・ライフ・バランス等の推進

(長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事)

認定	有 無 (いずれかを選択して○で囲む)
えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業 又は 一般事業主行動計画策定済	有 • 無
トライくるみん認定企業・くるみん認定企業 ・プラチナくるみん認定企業	有 • 無
ユースエール認定	有 • 無

認定を受けている場合はその写しを提出すること。

別紙様式 2

別紙 7

(用紙 A 4)

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

(長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事)

会社名 :

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置する。
<input type="checkbox"/>	同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件である。
<input type="checkbox"/>	特例監理技術者が兼務する工事は長崎県内の工事かつ「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第2項で定められる公共工事である。
<input type="checkbox"/>	兼務する相手方の工事発注者からの承認を得ている。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

- ・確認した項目については、「□」部分に「☑」または「■」を記載すること
- ・競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとし、要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。なお、落札者決定後、技術者を配置できることとなった場合、指名停止等の対象となる可能性がある。

落札決定後の提出書類の例（下線部が提出書類）

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - ・監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士補の合格証など）
- (2) 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - ・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
- (3) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
 - ・特例監理技術者が兼務する工事のC O R I N S の写し等
- (4) 特例監理技術者が兼務する工事は長崎県内の工事かつ公共工事であること。
 - ・(4)の提出書類に同じ
- (5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - ・(6)および(7)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類

工事請負契約書（案）

工事名 長崎大学（坂本2）医学部保健学学科校舎1改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

発注者 国立大学法人長崎大学長 永安 武 と受注者 【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第2条 工事は、長崎県長崎市坂本1丁目7番1号（長崎大学坂本2団地構内）において施工する。
- 第3条 着工時期は、令和7年 月 日（ ）とする。
- 第4条 完成期限は、令和8年3月16日（月）とする。
- 第5条 契約保証金は 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第6条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。
- 第7条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支払うものとする。
- 第8条 完成通知書は、長崎大学施設部施設整備課施設整備班に送付するものとする。
- 第9条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、長崎大学施設部施設企画課施設企画班に送付するものとする。
- 第10条 請負代金については、金 円以内の額を前払するものとする。
この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするものとする。
- 第11条 請負代金については、金 円以内の額を中間前払として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするものとする。
- 第12条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。
- 第13条 建設発生土の搬出先については、別冊の設計図書に定めるとおりとする。
- 第14条 別記の工事請負契約基準第35第9項、第53第3項及び第55第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。
- 第15条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第16条 別記の工事請負契約基準の「専任の主任技術者又は専任の監理技術者」を「主任技術者又は監理技術者」に読み替える。
- 第17条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。
第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第18条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 第19条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、長崎大学所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　長崎市文教町1番14号
国立大学法人長崎大学長
　　永安　　武

受注者　　【住所】
　　【法人等名】
　　【代表者等氏名】

入札書

工事名 長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し、図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして、入札に関する条件を承諾のうえ、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

長崎大学 御中

競争加入者

住 所
名称又は商号
代表者氏名

代理人

氏 名

復代理人

氏 名

委任状

令和 年 月 日

長崎大学御中

委任者（競争加入者）

住所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年8月4日長崎大学において行われる 長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事 の入札及び見積に関する件。

受任者（代理人）使用印鑑



委 任 状

令和 年 月 日

長崎大学御中

委任者（競争加入者）

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記の一切の権限を委任します。

工事名 長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事

受任者（代理人）

住 所

名称又は商号

氏 名

- 委任事項
1. 工事に関する見積・入札・契約締結・工事施工並びに工事代金の請求及び受領に関する件
 2. 復代理人選任の件
 3. 入札保証金及び契約保証金に関する件
 4. その他上記に付随する一切の件

受任者（代理人）使用印鑑

委任状

令和 年 月 日

長崎大学御中

委任者（競争加入者の代理人）

住所

名称又は商号

代表者氏名

印

私は、をの
復代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和7年8月4日長崎大学において行われる 長崎大学（坂本2）医学部保健学部校舎1改修工事 の入札及び見積に関する件。

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



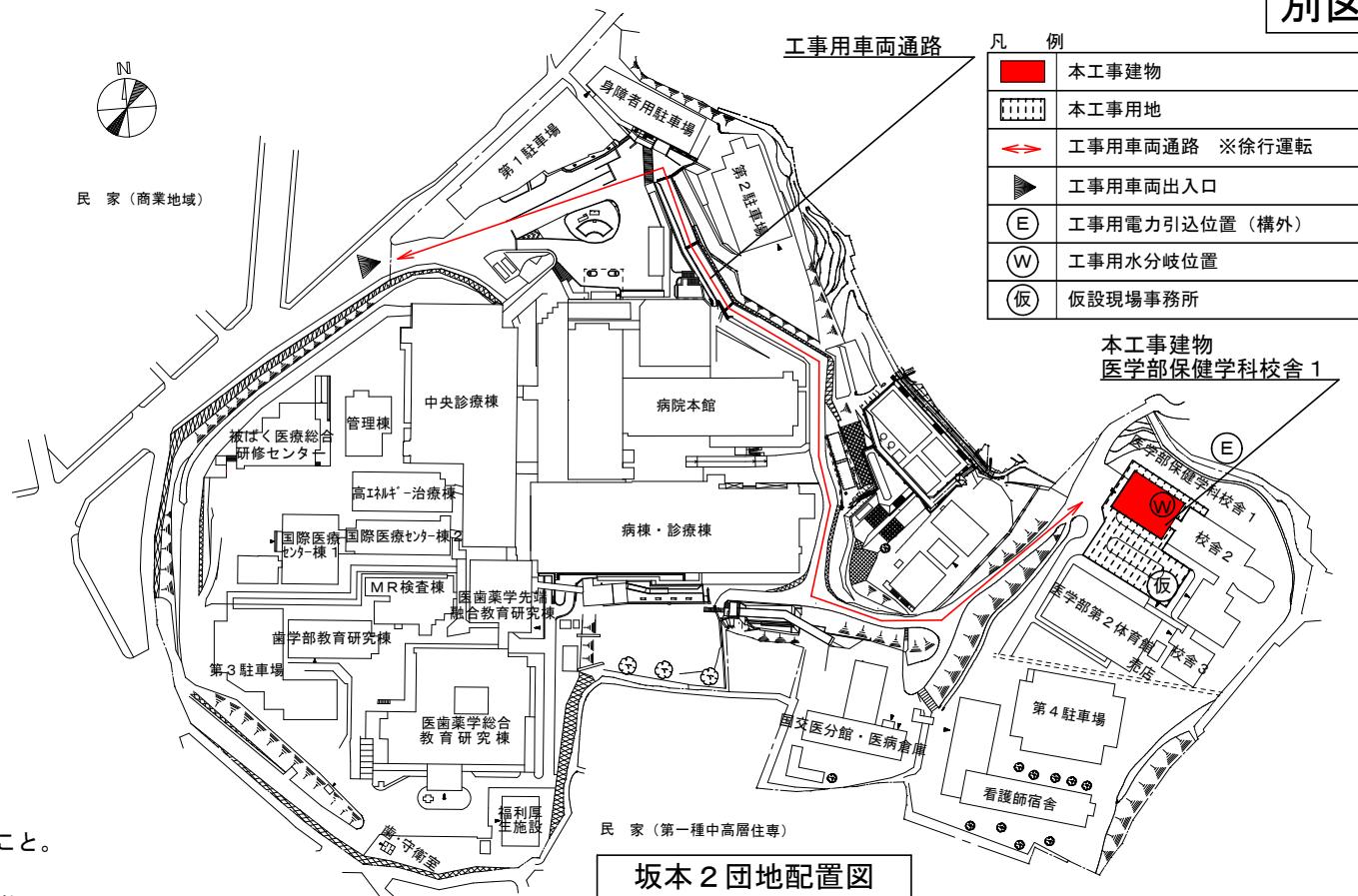
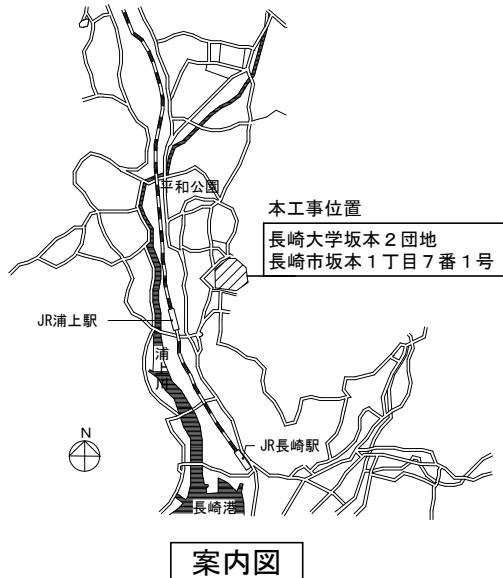
長崎大学（坂本2）医学部保健学学科校舎1改修工事

工事概要書

令和7年度

建築工事概要書

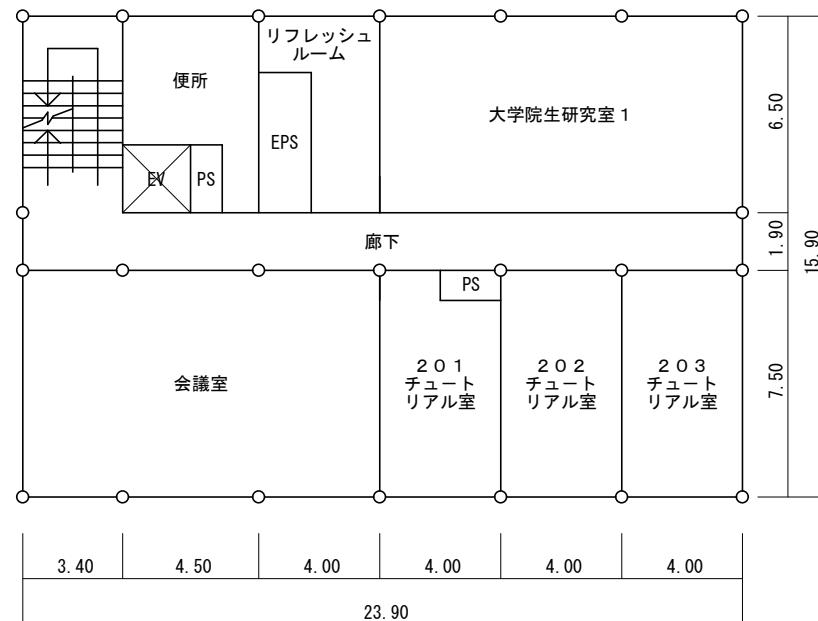
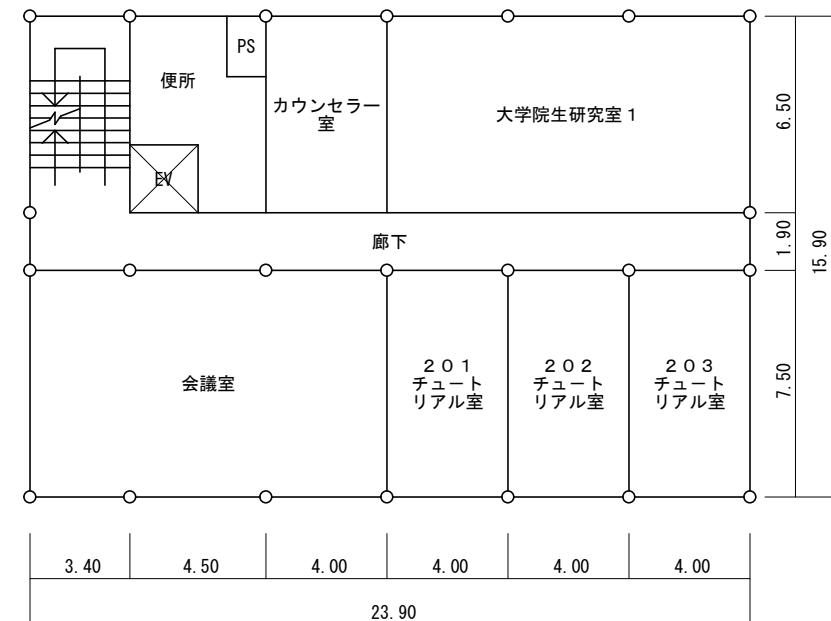
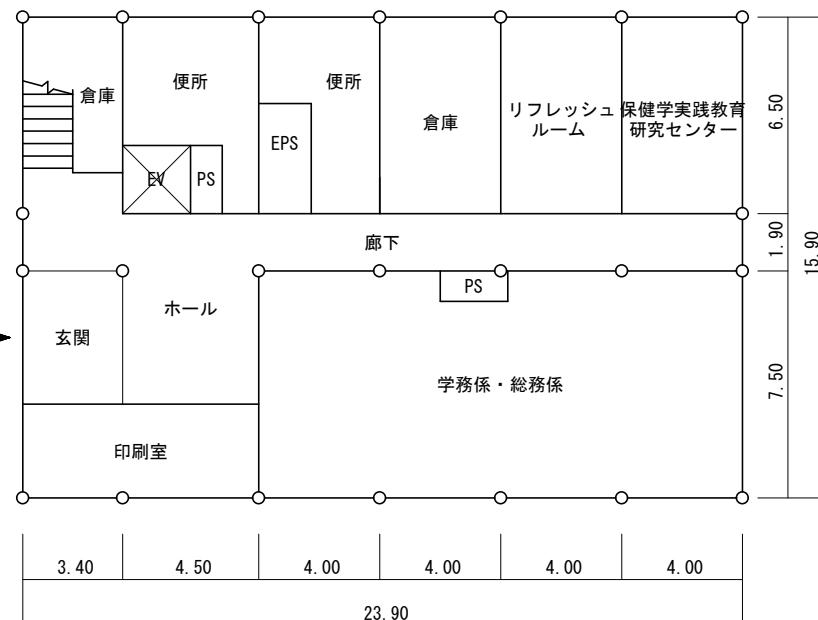
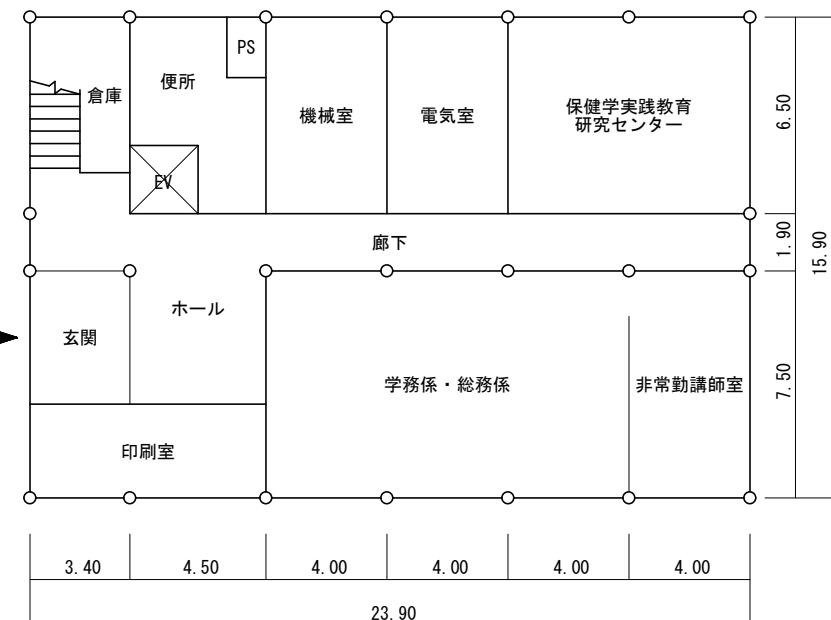
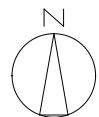
年 度		令和7年度		案内・配置図等	別図による			
工 事 名		長崎大学（坂本2）医学部保健学科校舎1改修工事		本件に関する照会先 長崎大学施設部 契約関係:施設企画課 施設総務経理 関 TEL 095-819-2175, FAX 095-819-2133	(施工条件) 別図による。			
工 事 場 所		長崎市坂本1丁目7番1号（長崎大学坂本2団地構内）						
完 成 期 限		令和8年3月16日（月曜日）						
工事範囲表	棟名称	医学部保健学科校舎1						
	工事種別	模様替						
	構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上5階						
	建築面積	(380.30) m ²						
	延面積	(1,930.10) m ²						
	改修面積	1,930.10 m ²						
	※（ ）内の数値は、改修建物全体を表す。							
		改修前	改修後					
	屋 根	アスファルト防水 (既存のまま)	改質アスファルトシート防水 (新設)					
	外 壁	複層模様吹付 (劣化部のみ撤去)	防水形複層塗材E吹付 (新設)					
概要	建 具	アルミニウム製建具 (撤去)	アルミニウム製建具 (新設)					
	床	ビニル床シート (撤去)	ビニル床シート (新設)					
	内 壁	合成樹脂エマルションペイント塗り (既存のまま)	合成樹脂エマルションペイント塗り (新設)					
	建 具	木製・鋼製建具(撤去)	鋼製軽量建具(新設)					
	天 井	軽量鉄骨下地+化粧せっこうボード (撤去)	軽量鉄骨下地+化粧せっこうボード (新設)					
主な外部仕上								
主な内部仕上								



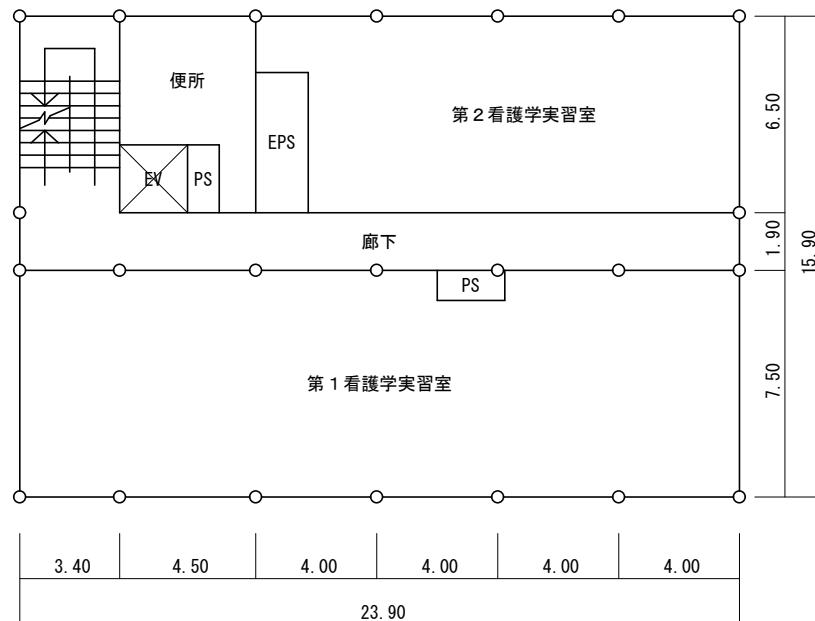
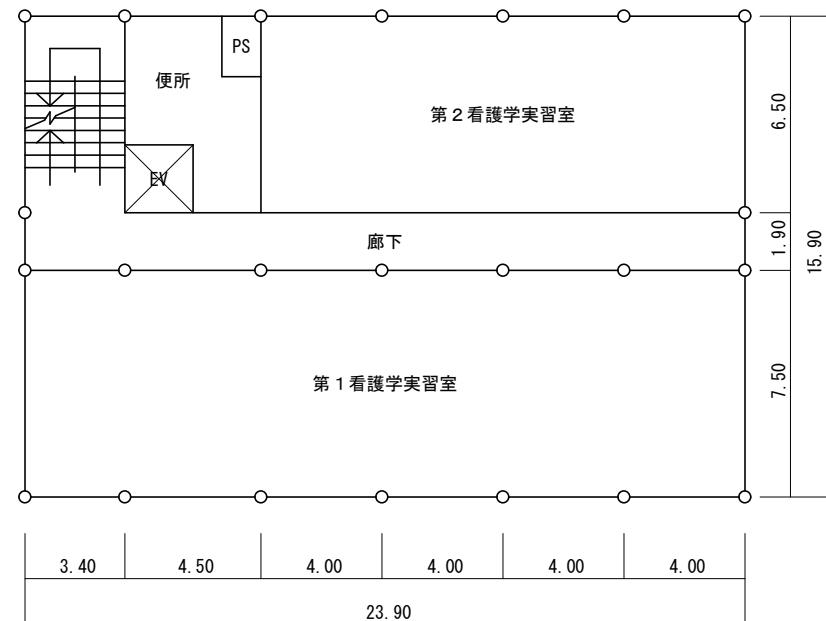
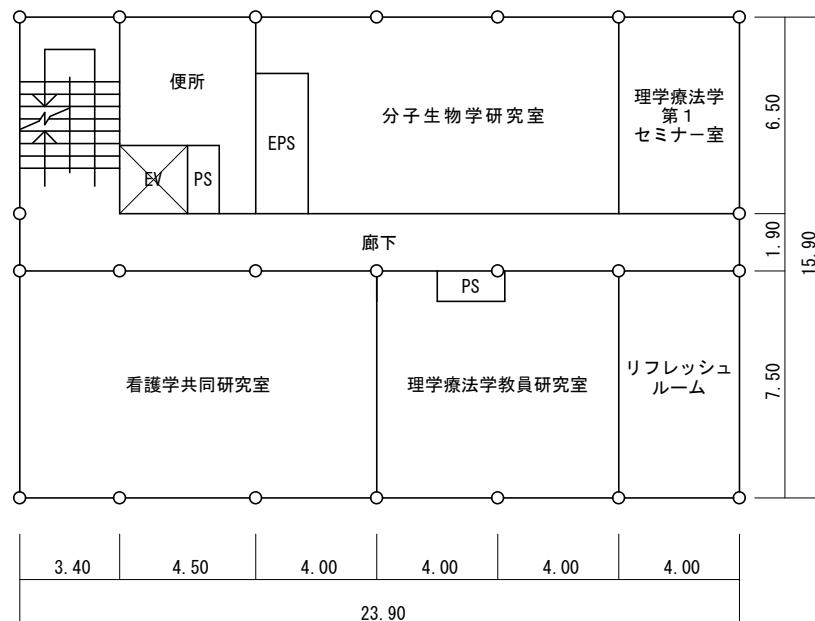
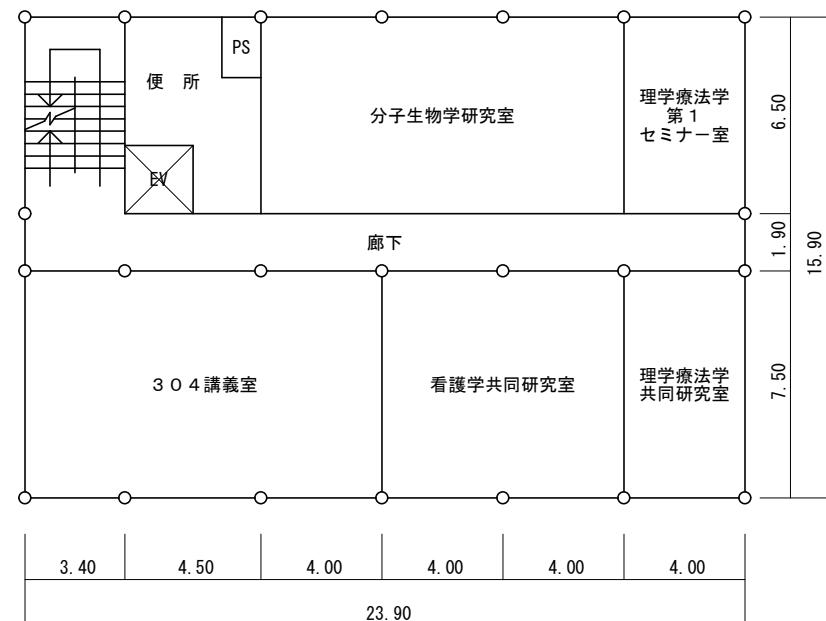
【共通留意事項】

1. 本工事範囲以外については、工事期間中も使用しており、騒音対策、粉塵対策及び作業に伴い発生する水や雨水の処理には特に注意して施工すること。
2. 工事着手に先立ち長崎市北消防署に消防計画書を提出すること。
長崎市北消防署の指導を遵守すること。
3. 構内における工事車両の通行に際しては、患者・患者の家族等外来者、学生及び教職員医療スタッフ等を優先し特に歩行者の安全の確保に万全を期すこと。
4. 工事用車両の構内への出入りに関しては、
平日の朝8:00~9:00は原則出入り禁止とする。
車両の入退場は原則左折とする。
5. 工事用地として指定する箇所以外に、構内に工事用車両駐車場は無い。
6. 長崎大学禁煙実践宣言（ヘルシーキャンパス・プロジェクト）に基づき、
<http://www.nagasaki-u.ac.jp/>
<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/info/news/news2773.html>
坂本2団地構内及び敷地周辺は全面禁煙とする。
敷地内に駐車中の車内の喫煙も禁止する。
さらに、長崎大学禁煙実践基本方針に基づき、構内へのタバコ関連器具（タバコ、ライター、灰皿等）の持ち込みを禁止とする。
7. 建設現場における作業時間は、原則として8:00~17:30とする。
8. 工事で発生する粉塵、煙(石膏ボード、溶接等) 対策を十分にとること。ただし、窓から送風機で排気する際は除塵フィルターを用いる等、集塵に努め、歩行者や車両等にかかるないよう配慮すること。
また、排気先に建物の吸気口が無いことを確認すること。
建物内を汚損した場合は清掃を行うこと。
9. 溶接を行う際は周辺可燃物の除去等十分な防火対策をとること。また、施工手順を別途関連工事とも照査し、特に、可燃物が隠蔽される部位での溶接は、隠蔽前に終わらせるように工程管理を行うこと。
10. 坂本2団地施工者安全協議会を組織し、構内における安全活動・近隣対応等を協力して行うこと。
11. 構内及び敷地周辺では受注業者名が入った腕章、名札等を常時着用すること。
12. 掘削工事及びあと施工アンカーワーク等、既存建物への騒音・振動を発生させる恐れのある作業については、適宜防音・防振措置を講じると共に、発生日時・場所などを事前に監督職員と協議すること。
また、排気先に建物の吸気口が無いことを確認すること。
(詳細は監督職員との打ち合わせによる。)
13. 行事により工事中止及び、騒音制限となる日時がある。
（詳細は監督職員との打ち合わせによる。）
14. 工事用地は別途発注工事（機械、電気）と共同で使用すること。

別図 2

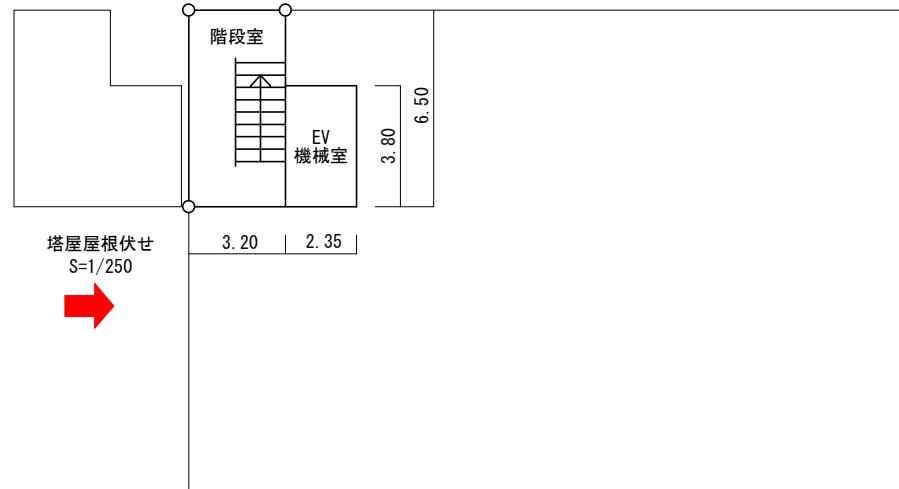
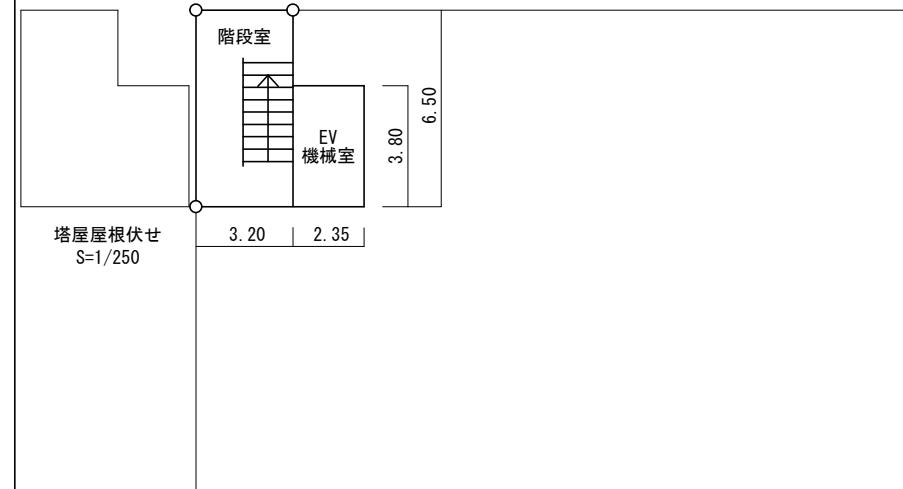
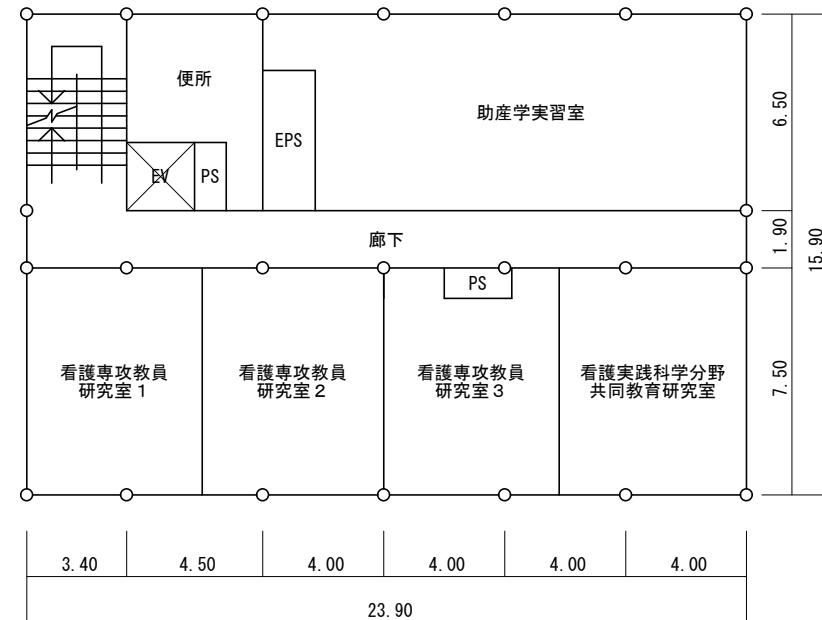
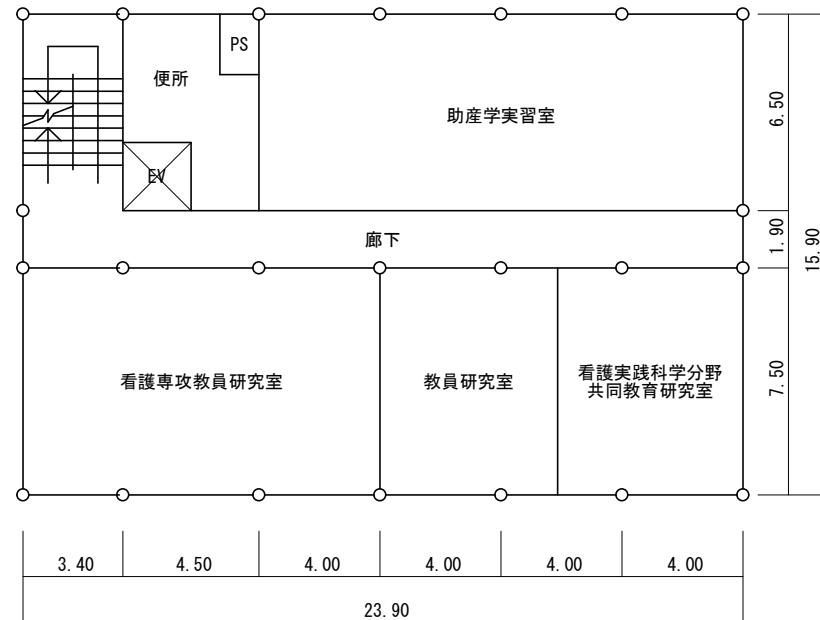
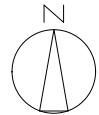


別図 3



3、4階平面図（改修前・改修後）

別図 4



R階平面図（改修前） S=1/250

R階平面図（改修後） S=1/250